

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 1 月 31 日作成)

[所管: 都市計画推進部 建築安全課 建築安全係]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	建築基準法	9—1	違反建築物の除却、移転等の命令	D
2	建築基準法	9—10	違反建築工事の施工停止の命令	D
3	建築基準法	10—2	劣化による著しく保安上危険な建築物の除却等の命令	D
4	建築基準法	10—3	著しく保安上危険な建築物の除却等の命令	D
5	建築基準法	11—1	公益上著しく支障がある建築物の除却等の命令	D
6	建築基準法	86 の 8—5	第 86 条の 8 の認定を受けた全体計画工事に対する改善命令	D
7	建築基準法	90 の 2—1	工事中の特殊建築物に係る措置の命令	D
8	宅地造成及び特定盛土等規制法	20—2	宅地造成工事の施工停止、災害防止措置の命令	D
9	宅地造成及び特定盛土等規制法	20—3	宅地の使用禁止、災害防止措置の命令	D
10	宅地造成及び特定盛土等規制法	20—4	宅地造成工事施工の緊急停止の命令	D
11	宅地造成及び特定盛土等規制法	23—1	災害防止上必要な工事命令	D
12	宅地造成及び特定盛土等規制法	23—2	原因者に対する工事命令	D
13	都市計画法	81—1	工事停止、違反是正措置の命令	D
14	建設リサイクル法	15—1	分別解体等に対する措置の命令	D
15	バリアフリー法	15—1	特別特定建築物に係る基準適合命令	D
16	バリアフリー法	21—1	認定建築主に対する改善命令	D
17	景観法	17-1	建築物等の形態意匠の変更命令	D
18	景観法	17-5	建築物等の形態意匠の原状回復等命令	D
19	景観法	23-1	景観重要建造物の原状回復等命令	D

2 0	景観法	26-1	景観重要建造物の管理に関する命令	D
2 1	景観法	34-1	景観重要樹木の管理に関する命令	D
2 2	景観法	64-1	違反建築物の工事施工停止、違反是正措置の命令	D
2 3	豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例	5-1	違反建築物等の工事施工停止、違反是正措置の命令	D
2 4	豊中市屋外広告物条例	21―1	違反広告物等の除却等の命令	D
2 5	豊中市屋外広告物条例	42―1	屋外広告業の営業停止の命令	D
2 6	豊中市屋外広告物条例	43―5	大阪府屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録者に対しての市区域内の営業停止の命令	D
2 7	空家等対策の推進に関する特別措置法	22―3	特定空家等に対する除却等の命令	D

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		違反建築物の除却、移転等の命令
根拠法令及び条項		建築基準法第 9 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		違反建築工事の施工停止の命令
根拠法令及び条項		建築基準法第 9 条第 10 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		劣化による著しく保安上危険な建築物の除却等の命令
根拠法令及び条項		建築基準法第 10 条第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		著しく保安上危険な建築物の除却等の命令
根拠法令及び条項		建築基準法第 10 条第 3 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		公益上著しく支障がある建築物の除却等の命令
根拠法令及び条項		建築基準法第 11 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		第 86 条第 1 項の認定を受けた全体計画工事に対する改善命令
根拠法令及び条項		建築基準法第 86 条の 8 第 5 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		工事中の特殊建築物に係る措置の命令
根拠法令及び条項		建築基準法第 90 条の 2 第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		宅地造成工事施工停止、災害防止措置の命令
根拠法令及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法第 20 条第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		宅地の使用禁止、災害防止措置の命令
根拠法令及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法第 20 条第 3 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		宅地造成工事施工の緊急停止の命令
根拠法令及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法第 20 条第 4 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		災害防止上必要な改善命令
根拠法令及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法第 23 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		原因者に対する工事施工の改善命令
根拠法令及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法第 23 条第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		工事停止、違反是正措置の命令
根拠法令及び条項		都市計画法第 81 第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		分別解体等に対する措置の命令
根拠法令及び条項		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 15 第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		特別特定建築物に係る基準適合命令
根拠法令及び条項		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律第 15 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		認定建築主に対する改善命令
根拠法令及び条項		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律第 21 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		建築物等の形態意匠の変更命令
根拠法令及び条項		景観法第 17 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		建築物等の形態意匠の原状回復等命令
根拠法令及び条項		景観法第 17 条第 5 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		景観重要建造物の原状回復等命令
根拠法令及び条項		景観法第 23 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		景観重要建造物の管理方法の改善命令
根拠法令及び条項		景観法第 26 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		景観重要樹木の管理方法の改善命令
根拠法令及び条項		景観法第 34 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		違反建築物の工事施工停止、違反是正措置の命令
根拠法令及び条項		景観法第 64 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		違反建築物等の工事施工停止、違反是正措置の命令
根拠法令及び条項		豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 5 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		違反広告物等の除却等の命令
根拠法令及び条項		豊中市屋外広告物条例第 21 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		屋外広告業の営業停止の命令
根拠法令及び条項		豊中市屋外広告物条例第 42 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		大阪府屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録者に対しての市区域内の営業停止の命令
根拠法令及び条項		豊中市屋外広告物条例第 43 条第 5 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		特定空家等に対する除却等の命令
根拠法令及び条項		空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 3 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築安全課 建築安全係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもの。
	参考事項	
備考		

